

【NOMA行政管理講座(大阪)開催のご案内】

政務活動費の適正な支出と活用法

— 使途の適正化、透明性向上のポイントを解説 —

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本会事業活動には、平素より格別なご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨今、政務活動費の受給における問題が数多く発覚しており、世間やマスコミから、その運用実態に対して厳しい批判の目が向けられるようになっております。政務活動費はルールが不明確な部分もあり、実際に政務活動を行う地方議会議員の方々にとっては、申請が適切か不適切かの判断が難しいケースも少なくありません。

本講座では、政務活動費制度の支出に対する基本的な考え方を解説し、今後の活用のあり方や活用手法について学んでいただきます。また、最近の事例を交えながら、不適切な支出や、活用の際に疑問視されかねない支出例についても具体的に解説いたします。

公務ご多用の折とは存じますが、この機会に関係各位のご参加をおすすめ申し上げます。

敬 具

記

日 時： 令和2年8月7日(金) 10:00~16:00

会 場： 本会専用教室 (大阪市西区靱本町1-8-4)
大阪科学技術センタービル内)

講 師： 三重県地方自治研究センター 上席研究員 たか おき ひで のぶ
議会事務局研究会 共同代表 高 沖 秀 宣 氏

| | 参加料 | 消費税 | 合計 |
|----------|---------|--------|---------|
| 本会会員(1名) | 18,000円 | 1,800円 | 19,800円 |
| 一般(1名) | 20,000円 | 2,000円 | 22,000円 |

※銀行振込の手数料は貴団体にてご負担ください。

申込方法： 裏面の参加申込書に必要事項をご記入のうえ、FAX等にて、下記へお申込みください。折り返し参加券と振込銀行・口座名を記載した請求書を連絡ご担当者宛にお送り致します。(参加申込は参加券の発送にて確認させていただきます。不着の場合は必ず前日までに電話でご確認ください。)

なお、参加料は開催日までにご納入賜りますようお願い致します。
・領収書は「振込金受領書」をもって代えさせていただきますのでご了承ください。
・参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては、中止・延期させていただきます場合があります。
・お納めいただいた参加料は、原則として返却いたしかねますので、参加申込の方がご都合の悪い場合は、代理の方にご出席いただきますようお願い致します。

キャンセル： 開催日の3営業日前～前日のキャンセルは受講料30%、開催当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日までに連絡なくご欠席の場合でも、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承ください。

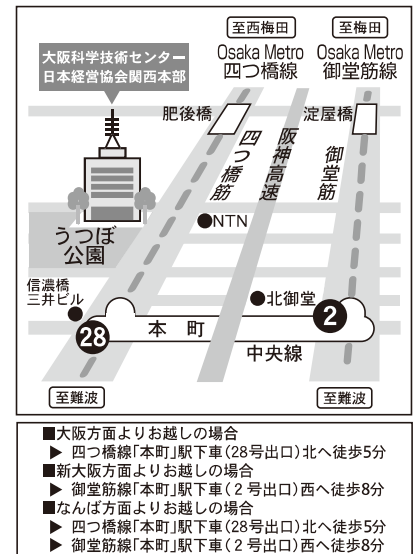
ご 宿 泊： ご参考までに会場周辺のホテルを下記のとおりご案内申し上げますので、必要な場合は直接ホテルへお早めにお申込(予約)ください。(※本会では宿泊手配(予約)はいたしておりません。)*宿泊料は変更になる場合がございます。

| ホテル名 | 宿泊料(シングル) <small>*下記料金に別途、 宿泊税が加算されます。</small> | 交 通 | ホテル電話 |
|------------|---|-------------|--------------|
| リーガプレイス肥後橋 | 8,200円(税・サ込)日本経営協会優待料金 | 会場より徒歩10分 | 06-6447-1122 |
| ハートンホテル西梅田 | 8,500円(税・サ込)日本経営協会優待料金 | JR大阪駅より徒歩5分 | 06-6342-1111 |

お申込み
お問合せ先： 一般社団法人 日本経営協会 関西本部 企画研修グループ(担当:佐々木)

〒550-0004 大阪市西区靱本町1-8-4 大阪科学技術センタービル5階
TEL 06(6443)6962(直通) FAX 06(6441)4319 URL <https://www.noma.or.jp>
(※お問合せは、月～金曜日の9:15~17:15にお願い致します)

〈会場案内図〉



▶プログラム◀

1. 政務活動費とは何か？

- (1) 「第二の報酬」といわれるのはなぜか？
- (2) 「調査研究その他の活動に資するため」の意味
- (3) 政務調査費と政務活動費の対象経費

2. 政務調査費の法的性質

- (1) 贈与の法的性質
- (2) 法的な対価関係と用途の制限

3. 政務調査費から政務活動費へ

- (1) 地方自治法改正の経緯
- (2) 政務調査費と政務活動費の異同
- (3) 政務活動費への転換による議会・議員活動の拡大
・「その他の活動」の意義と具体的範囲 等

4. 政務活動費交付条例・規程の制定

- (1) 議会3団体の「条例」の例
- (2) 独自基準の策定
- (3) 具体的な問題点の例示
・「猫の飼育法」等を記した書類は資料として扱えるか？
・秘書業務の委託費として支出している費用は人件費か？

5. 政務調査費に関する判例
～判例による事例検討

- (1) 会議費…会場費、飲料代、菓子代、弁当代、酒食代
- (2) PC、カメラ、液晶プロジェクタ等の耐久消費財
- (3) 大学等の学費
- (4) 花等の装飾代 等

6. 政務活動費の現状と課題

- (1) 団体別支給額・支給状況
- (2) 課題 ～後払い方式、効果判定、情報公開の徹底

7. 政務活動費の見える化～用途の透明性の確保

- (1) 領収書の公開
～インターネット、窓口等それぞれの現状と効果
- (2) 領収書の添付義務の強化

8. 政務活動費と政策立案

9. 不適切な支出項目

- (1) 旅費（交通費・宿泊費）関係
- (2) 飲食費（昼食・夕食）
- (3) 茶菓代 (5) 人件費
- (4) 新聞購読料 (6) 事務所費

10. 今後の政務活動費のあり方

- (1) 法制度（条例）上の改善点
・交付対象、交付額の見直し
・議長の調査権の実効性確保
・収支報告書の添付書類の見直し等
- (2) 新聞報道による政務活動費チェック

疑問視されかねない支出例

- ・外車（高級車）のリース代
- ・事務所の雪下ろし代 ・コンサート入場券
- ・大量のパソコン・関連機器代 等

政務調査費に関する判例の態様

- ・研修、視察費 ・土産代 ・払込手数料
- ・事務所費 ・人件費 ・携帯電話代
- ・自動車関連
(ガソリン代、高速代、保険料 等) 等

【講師紹介】

議会事務局研究会共同代表
三重県地方自治研究センター上席研究員
(元) 三重県議会事務局次長

たかおき ひでのぶ
高沖 秀宣 氏

京都大学法学部卒業後、三重県庁に入庁。議会事務局では、政務調査課長、企画法務課長、総務課長、次長を歴任。平成18年には都道府県初の三重県議会基本条例の策定事務を担当。平成26年1月、議会事務局研究会共同代表。平成26年4月、三重県地方自治研究センター上席研究員。

日本自治学会、自治体学会所属。著書に(単著)「『二元代表制』に惹かれて」(公人の友社 2013年)、(編著)「先進事例でよくわかる 議会事務局はここまでできる！！」(学陽書房 2016年)、「自治体議会改革講義」(東京法令出版 2018年)がある。

(3)

FAX(06)6441-4319 一般社団法人 日本経営協会・関西本部(佐々木)宛(この面をそのままFAXして下さい。)

| | | | | |
|--|-------|---|-----|---------|
| NOMA | | 「政務活動費の適正な支出と活用法」講座参加申込書(4809) | | R2. 8/7 |
| (フリガナ) 団体名 | | TEL | () | |
| | | FAX | () | |
| 所在地 | 〒 | ・お支払い方法 | | |
| (フリガナ) 参加者氏名 | 会派・党派 | <input type="checkbox"/> 銀行振込 (領収書宛名) <input type="checkbox"/> 当日持参 | | |
| (フリガナ) | | <input type="checkbox"/> 在職年数 (該当にレ印をつけてください。) | | |
| (フリガナ) | | ・参加料 <input type="checkbox"/> 会員(1名) 19,800円 <input type="checkbox"/> 一般(1名) 22,000円 | | |
| (フリガナ) | | 所 属 _____ | | |
| | | ご連絡担当者 _____ | | |
| 今後、E-mailによる行政管理講座のご案内をご希望の方は、アドレスをご記入ください。⇒ [_____] | | | | |

※参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。②がご不要の場合は□にチェックしてください。・・・□不要
①参加券や請求書の発送などの事務処理 ②セミナーなど本会事業のご案内